

串本町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、串本町において、この制度により登録した者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者

（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録した者又は法定代理人に串本町住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、以下の場合を除きます。

- ・ 裁判及び紛争に関わるもので、八士業（弁護士・司法書士等）が請求した場合
- ・ 国又は地方公共団体からの公用による請求

3 通知する内容は、次の事項をお知らせします。

- ・ 住民票の写し等の交付年月日
- ・ 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人の代理人請求、第三者請求（個人・法人・八士業））

4 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- （1） 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができない場合
- （2） 他の市区町村に居住している場合

6 事前登録の期間は、申請受付の日から 3 年間としていましたが、平成 27 年 12 月 15 日より、登録期間を廃止し、これにより登録更新手続きが不要となりました。

7 この制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

8 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申請をしてください。